

○大府市防火危険物安全協会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、防火思想の普及並びに災害防止を推進するため、大府市防火危険物安全協会に対し交付する大府市防火危険物安全協会補助金（以下「補助金」という。）について、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、大府市防火危険物安全協会とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 防火防災に関する講演会
- (2) 火災予防週間及び危険物安全週間に実施する啓発活動
- (3) 初期消火に関する訓練及び競技会
- (4) 防火防災啓発に関する事業
- (5) その他市長の認める事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、前条に規定する事業を行うために必要な経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 報酬及び報償費（会員に対するものを除く。）
- (2) 消耗品費
- (3) 印刷製本費
- (4) 使用料
- (5) 賃借料（前条第3号に規定する事業において使用する消火器具に限る。）

(補助金の額)

第5条 補助金の交付額は、前条の補助対象経費の総額から当該補助対象経費に充てる他の収入を差し引いた額とする。ただし、1年につき10万円を限度とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年3月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月17日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。